

板橋区特別支援学校在籍児童生徒給食費補助金交付要綱

(令和6年1月22日区長決定)

(令和6年3月21日一部改正)

(令和7年3月24日一部改正)

(目的)

第1条 この要綱は、板橋区に住所を有し、特別支援学校に在籍する児童生徒の保護者に対し、学校給食費を補助することにより、当該保護者の経済的負担を軽減するとともに、板橋区立小・中学校給食費補助金交付要綱（令和5年7月7日付5板教学第488号区長決定）による補助金の交付を受ける保護者との公平を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 特別支援学校 都道府県立、国立及び私立特別支援学校の小学部及び中学部をいう。
- (2) 児童生徒 都道府県立、国立、私立特別支援学校に在籍する児童及び生徒をいう。
- (3) 保護者 学校教育法（昭和22年法律第26号）第16条に規定する保護者をいう。
- (4) 学校給食費 学校給食法（昭和29年法律第160号）第11条第2項に規定する学校給食費をいう。

(補助対象者)

第3条 この要綱による補助金（以下「補助金」という。）の交付対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、板橋区内に住所を有する児童生徒の保護者とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、同項の要件を満たさない者であっても、区長が必要と認めるときは、補助対象者とすることができる。

(補助対象経費及び補助金の額)

第4条 補助金の対象となる経費は、児童生徒に係る学校給食費とする。

- 2 補助金の額（以下「補助額」という。）は、次の表に定める額を年額上限とし、保護者が当該年度に特別支援学校に納入する学校給食費実費相当額とする。

区分		年額上限額
小学部	低学年	52,250円
	中学年	56,430円
	高学年	62,700円
中学部		71,225円

- 3 児童生徒の身体的その他事由により、学校給食法第3条第1項に規定する学校給食に代わり、弁当を持参する等の対応をした場合の補助額は、前項の表に定める額を年額上限とし、当該児童生徒の在籍校が定める標準的な学校給食費保護者負担相当額とする。
- 4 補助対象者が、国又は地方公共団体の負担において学校給食費の全部又は一部の給付を受けた場合には、第2項の補助額から当該給付を受けた額を除くものとする。

（補助金の交付申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする保護者は、毎年度別に定める期間内（以下「申請期間」という。）に、板橋区特別支援学校在籍児童生徒給食費補助金交付申請書・口座振替依頼書（兼同意書・委任状）（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添えて区長に申請するものとする。

- (1) 学校給食費の月額及び年額が確認できる書類の写し
- (2) 国又は地方公共団体の負担において学校給食費の一部の給付を受けた場合、その給付の内容が確認できる書類の写し
- (3) 振込先口座の通帳等の写し

2 前項に規定する申請期間以降に補助対象者となった場合の申請は、当該対象者となった日から申請期間の属する年度の3月15日までに行うものとする。ただし、3月15日が日曜日若しくは休日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日をいう。以下同じ。）又は土曜日に当たるときは、その日の後の、その日に最も近い日曜日若しくは休日又は土曜日でない日とする。

3 第1項の申請は、電子申請システムLoGoフォームによる申請に代えることができる。

（補助金の交付決定）

第6条 区長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付を決定した者（以下「交付決定者」という。）に対しては、板橋区特別支援学校在籍児童生徒給食費補助金交付決定通知書（別記第2号様式）により通知し、交付をしないと決定した者に対しては、板橋区特別支援学校在籍児童生徒給食費補助金不交付決定通知書（別記第3号様式）により通知するものとする。

（補助金の請求の委任）

第7条 交付決定者は、補助金の請求権限を板橋区教育委員会事務局学務課長（以下「学務課長」という。）に委任するものとする。

（補助金の請求）

第8条 前条の規定により委任を受けた学務課長は、板橋区特別支援学校在籍児童生徒給食費補助金交付請求書（別記第4号様式）により、区長に補助金の支払を請求するものとする。

2 区長は、前項の規定による請求を受けたときは、交付決定者に対して速やかに補助金を支払うものとする。

（内容の変更）

第9条 交付決定者は、第6条の規定による交付の決定（以下「交付決定」という。）を受けた内容に変更があった場合は、板橋区特別支援学校在籍児童生徒給食費補助金内容変更届（別記第5号様式）に、変更に係る書類を添えて区長に提出するものとする。

（交付決定の取消し等）

第10条 区長は、交付決定者について次の各号のいずれかに該当する場合は、交付決定の全部又は一部の取消し若しくは変更することができる。

- (1) 補助対象者に該当しなくなったとき。
- (2) 国又は地方公共団体の負担において学校給食費の全部又は一部の給付を受けたとき。
- (3) 虚偽その他不正行為により補助金の交付を受けたとき。
- (4) その他区長が必要と認めるとき。

2 区長は、前項の規定による交付決定の取消し又は変更を行うときは、板橋区特別支援学校在籍児童生徒給食費補助金交付決定取消（変更）通知書（別記第6号様式）により通知するものとする。

（ 補 助 金 の 返 還 ）

第11条 区長は、前条の規定により交付決定を取消し又は変更した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

（ 委 任 ）

第12条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、教育委員会事務局次長が別に定める。

付 則

- 1 この要綱は、区長決定の日から施行し、令和5年9月1日から適用する。

付 則

- 1 この一部改正は、令和6年4月1日から施行する。

付 則

- 1 この一部改正は、令和7年4月1日から施行する。

板橋区特別支援学校在籍児童生徒給食費補助金交付申請書・口座振替依頼書
(兼同意書・委任状)

年 月 日

東京都板橋区長 殿

私は、保護者として児童生徒の学校給食費を負担していますので、板橋区特別支援学校在籍児童生徒給食費補助金交付要綱第5条の規定により、下記の事項に同意及び委任の上、以下の対象となる児童生徒の給食費補助金の交付を申請します。

同意事項 補助金の交付審査に当たり、板橋区が必要な範囲で世帯員の住民登録情報、生活保護情報、就学援助、就学奨励受給情報等の各種公簿を閲覧・照会することに同意します。

委任事項 板橋区長により決定された補助金の請求に関する権限を、板橋区教育委員会事務局学務課長に委任します。

1 申請者（保護者） ※補助金を受け取る方のお名前でご記入ください。

住 所	板橋区		
ふりがな 氏 名		本 人 と の続柄	
電話番号（自宅・携帯）			

2 対象児童生徒 ※補助金交付の対象となる児童生徒の情報を記入してください。

氏名（児童生徒）	生年月日（西暦）	学校名	学年	学校給食費（年額）
	年 月 日		小・中 年生	円
	年 月 日		小・中 年生	円
	年 月 日		小・中 年生	円

※添付書類（学校給食費の月額及び年額が確認できる書類の写し）と同じ額をご記入ください。

3 該当する方のみご記入ください。

年度途中に板橋区内へ転入した ☐	(区内転入日) 年 月 日
年度途中に板橋区外へ転出する（した） ☐	(区外転出日) 年 月 日

《裏面もご記入ください。》

4 他の補助金等の受給状況 【必須】

① 東京都就学奨励事業	該当に○→	区分Ⅰ	区分Ⅱ	区分Ⅲ	無受給	その他 ()
② 生活保護の教育扶助	該当に○→	受給している				受給していない
③ その他（該当者のみ） （名称： ）	該当に○→	全額受給	半額受給	一部受給 ()		

5 振込先口座

振込口座	(フリガナ)							
	口座名義人 ※申請者名義のみ							
振込指定 金融口座 (○で囲む)	銀行 信用金庫 信用組合 農業協同組合			本店 支店 支所 ※ゆうちょ銀行の場合は店名の数字3ケタ				
口座番号	(○で囲む) 普通・当座							

6 申請に必要な添付書類

- (1) 学校給食費の月額及び年額が確認できる書類の写し
- (2) 国又は地方公共団体の負担において学校給食費の一部給付を受けた場合、その給付の内容が確認できる書類の写し
- (3) 振込先口座の通帳等のコピー

第 号
年 月 日

様

東京都板橋区長

板橋区特別支援学校在籍児童生徒給食費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった板橋区特別支援学校在籍児童生徒給食費補助金については、下記のとおり交付決定したので通知します。

記

1 対象児童生徒 学校名 (学年)
氏名

2 対象期間 年 月 日から 年 月 日

3 交付決定額 金 円

4 振込口座
申請者名義の金融機関口座に 年 月 旬に振込みをする予定です。

5 注意事項
補助金の交付を受けた後、申請内容に変更が生じた場合は、補助金の額が調整されます。
その場合は、板橋区特別支援学校在籍児童生徒給食費補助金内容変更届（別記第5号様式）を提出してください。

- (1) 板橋区外転居等により、補助対象者に該当しなくなったとき
- (2) 生活保護の教育扶助、東京都就学奨励事業など、国又は地方公共団体の負担において学校給食費の全部又は一部の給付を受けたとき
- (3) その他

6 その他
板橋区特別支援学校在籍児童生徒給食費補助金交付要綱第11条（補助金の返還）の定めにより、補助金の返還を命ずることがあります。

【問い合わせ先】

〒173-8501 板橋区板橋2丁目66番1号

板橋区教育委員会事務局 学務課 学校給食係

電話 03-3579-2617

第 号
年 月 日

様

東京都板橋区長

板橋区特別支援学校在籍児童生徒給食費補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった板橋区特別支援学校在籍児童生徒給食費補助金については、下記の理由により交付できませんので通知します。

記

1 不交付理由

【問い合わせ先】

〒173-8501 板橋区板橋2丁目66番1号

板橋区教育委員会事務局 学務課 学校給食係

電話 03-3579-2617

第4号様式（第8条関係）

板橋区特別支援学校在籍児童生徒給食費補助金交付請求書

年 月 日

東京都板橋区長 様

板橋区板橋2-66-1
板橋区教育委員会事務局学務課長

年 月 日付け 第 号で交付決定された板橋区特別支援学校在籍児童生徒給食費補助金について、下記のとおり請求します。

記

1 請求金額 金 円

板橋区特別支援学校在籍児童生徒給食費補助金内容変更届

年 月 日

東京都板橋区長 殿

住所

申請者氏名

板橋区特別支援学校在籍児童生徒給食費補助金の交付決定について、変更があったため、届け出ます。

記

- 1 交付決定 年 月 日付 第 号
- 2 変更事項
- 3 変更内容・理由

第 号
年 月 日

様

東京都板橋区長

板橋区特別支援学校在籍児童生徒給食費補助金交付決定取消（変更）通知書

年 月 日付 第 号にて交付決定した板橋区特別支援学校在籍児童生徒給食費補助金について、下記のとおり交付を取り消す（又は変更する）ので通知します。
なお、補助金の返還がある場合は、返還期限までに返還してください。

記

- 1 対象児童生徒 学校名 (学年)
氏名
- 2 取消（変更）日 年 月 日
- 3 取消し（変更）の理由
- 4 返還金額 金 円
交付済額 円
変更後の交付額 円
- 5 返還期限 年 月 日

【問い合わせ先】
〒173-8501 板橋区板橋 2 丁目 6 6 番 1 号
板橋区教育委員会事務局 学務課 学校給食係
電話 03-3579-2617